

EECと経済統合の摩擦

景気調整局面に次第に表面化

最近EECでは、フランスのイタリア製冷蔵庫輸入関税引上げ、西ドイツ議会の輸入取引調整税引上げの動き、欧州石炭鉄鋼共同体(ЕСС)の英国からの低価格鉄鋼製品流入規制問題、さらに3月下旬のЕЕС閣相会議で検討された米国など域外資本の流入規制問題など、ある意味ではЕЕСの域内自由化政策に逆行するような動きがあいついで起こっている。

周知のようにЕЕСは域内で資本、労働、物資などすべての生産資源の移動が完全に自由化された単一の広域市場の形成を目指している。したがってこのような単一市場の形成が進むにつれて、加盟国の産業、企業の活動条件が大なり小なり自由化の影響を受けることは当然予想される。優良企業には業容発展の機会が与えられるが、反面非能率企業の整理、淘汰は避けがたい問題となる。このようにЕЕС経済統合の進展は各国経済、とくに個々の経済主体に対して、積極・消極両面の影響を与えるのである。

ところが従来は経済統合の積極面が強調され、消極面はあまり表面化していなかった。これは第1に経済統合が初期の段階で諸自由化政策もそれほど徹底したものでなかったこと。第2にЕЕСが実質的に発足した1959年から1昨年にかけて、ЕЕС諸国はいずれも景気上昇期にあり、全般的に過剰需要傾向がみられ、非能率生産部門も温存されやすい環境にあったこと。また第3に今回の景気上昇局面では、ЕЕС諸国はイタリアを除きいずれも労働力が極度に不足する状態にあったので、仮に非能率企業の整理という事態が起こっても、離職者は容易に成長部門に吸収されるなど経済再編に伴う摩擦が表面化しなかったことなどの事情によるものと考えられる。事実経済統合の摩擦面も1961年ころまでは斜陽産業といわれる石炭

や一部の弱小中小企業に限って現われたにすぎなかつた。

しかしながら昨年ころから若干様相が変わってきた。すなわち第1に域内関税の引下げ率が昨年7月には累計50%に達し、経済統合が相当の段階まで進んだこと。第2に昨年初めから域内の輸入数量制限は撤廃され、各國が最後まで自由化を渋っていた弱小産業部門(たとえばフランスの冷蔵庫、トランジスター・ラジオ、農機具、西ドイツの紙、皮革など)もいよいよ国際競争の荒波にさらされることになったこと。第3にЕЕСの発足後数年を経て、一般的の需要パターンもЕЕС体制に即した方向に次第に移行し、割高な国産品を捨てて廉価な域内輸入品に転換する傾向が一般化したこと。さらに重要なことは、第4にЕЕСの景気が次第に調整的色彩を濃くし、全般的に過剰生産傾向が現われはじめたことである。前記のような経済統合の摩擦面が次第に表面化してきた背景には、こうした需給関係の変化が大きな要因となっている。最近の主要な事例をみると次のようなものがある。

産業面

(1) 最近大企業でも倒産する事例が現われてきた。西ドイツ第5位の自動車メーカー、フォルク・ヴァルト社は1961年8月倒産した。同社の倒産は経営技術上の欠陥もあって必ずしも共同市場効果だけとはいがたいためもあるが、基本的にはЕЕСの自動車メーカーとしては経営規模が小さかった点が指摘されている。また昨年夏西ドイツ有数の造船所シュリーカー社が倒産したのも同様である。海運界の不況に加え、域内域外競争の激化が経営破綻を招いた大きな要因と考えられている。

(2) フランスは昨年初めЕЕСの自由化計画に基づき冷蔵庫の域内輸入数量制限を撤廃したが、以来フランスにはイタリアや西ドイツなどからの低価格冷蔵庫が大量に輸入されている。フランスの冷蔵庫輸入は1961年の8.5万台(国内消費の10%弱)から62年には50万台(同66%)に激増した。大

量の域内製品の流入により、昨年夏には国内の主要メーカーの一つであるフリマティック社が倒産し、また最大の軽電機メーカー・フランスGM社が従業員の2割を解雇するなど、このところフランスの冷蔵庫メーカーの倒産や操短さらには従業員解雇などの事例が続出している(フランスの冷蔵庫生産は1960年の1,015千台をピークに、61年970千台、62年850千台と減産傾向が著しい)。フランス政府はかかる事態の発生にかんがみ、EEC委員会の承認を得て、とくに廉価で大量に輸入されているイタリア製冷蔵庫(フランスの冷蔵庫輸入の69%を占め、価格は15~20%安といわれる)に対する輸入関税を1月から7月までの7か月間に限り現行関税率を最高9%(6.5%を15.5%)まで引き上げた。本措置はローマ条約226条(注)に基づく保護措置であるが、イタリアはこれを不服として現在欧州裁判所に提訴している。

(注) ローマ条約226条: ① 過渡期間中、経済活動のいずれかの部門に重大な困難が存続すると考えられる場合、およびいずれかの地域の経済情勢に重大な悪影響を及ぼすような困難が生ずる場合には、加盟国は事態を回復し、当該部門をEECの経済に適応させるため、保護措置をとることにつき許可申請することができる。

② 委員会は関係国の申請に基づき、遅滞なく、必要と認められる保護措置の適用条件および方法を具体的に決定する。

③ 前項により認められる保護措置は、1項の目的達成のため最小限の範囲、期間に限られるべきであり、現行の条約規則から若干逸脱することもできる。なおこの場合共同市場の機能を最も攢乱しない方法が選ばるべきである。

(3) このほかEEC6か国ではここ1~2年中小企業の整理統合が促進されており、また最近は大企業間の合併合同の動きもきわめて活発に行なわれている。たとえばフランスの4大化学メーカーはペシネとサンゴーバン、ローヌプーランとセルテックスがそれぞれ合併することによって2巨大メーカーに統合された。またベルギーの4大化学メーカーが合併し、ベルギー化学会社(UCB)が設立された。西ドイツでも有力鉄鋼メーカー・

ティッセン・ヒュッテAGとフェニックス・ライシロールの合同計画が進められている。企業の合併や合同さらには提携などによる企業再編の動きはとくに化学、機械、金属、食料品などの業種に多い。

(4) また昨年春ごろから廉価な英國鉄鋼製品のEEC市場進出が問題となっている。英國の鉄鋼は内需の減退からとくに最近は輸出ドライブが激しく、国内消費者価格よりも10%位低い価格で大量輸出が行なわれている。ECSC側はダンピング輸出として対策を検討中であるが、英國鉄鋼の大陸市場進出は、おりから設備投資ブームの鎮静化により過剰生産傾向を示しはじめた6か国の鉄鋼業に大きな圧力を与えている(ECSC6か国鉄鋼の操業度1960年95.4%→61年92.4%→62年87.3

EECの鉄鋼生産と英國からの鉄鋼輸入(1962年)

(単位・万トン、カッコ内前年同期比%)

	粗 鋼 生 産		英國からの粗鋼輸入(1~8月)	
西 ド イ ツ	3,256	(-2.7)	19.6	(+71.8)
フ ラ ン ス	1,724	(-1.9)	7.0	(+42.3)
イ タ リ ア	948	(+3.9)	13.9	(+89.9)
ベ ル ギ 一	733	(+4.7)	6.6	(+90.4)
ルクセンブルグ	401	(-2.5)		
オ ラ ン ダ	208	(+5.7)	10.4	(-17.6)
計	7,271	(-0.7)	57.5	(+59.2)

資料: EEC統計。

鉄鋼(薄板冷延)価格の比較

(単位・ドル/トン)

	英 国		西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア
	国 内	輸 出	国 内	国 内	国 内
1960 年 末	137.2	146.1	164.2	139.8	178.4
61年	138.6	146.1	165.0	139.8	152.0
62年 3月	147.0	132.3	165.0	139.8	147.2
6月	147.0	132.3	165.0	139.8	147.2
9月	147.0	124.0	165.0	147.1	150.4
12月	147.0	124.0	165.0	147.1	150.4
63年 2月	147.0	124.0	165.0	147.1	150.4

資料: ECSC鉄鋼価格一覧表。

(注) 各国主要メーカーの公表販売ベース価格。このほか間接税輸送費各種チャージ、リベートなどがあるので、必ずしも需要者の実際入手価格をそのまま反映したものではない。とくに西ドイツの国内価格が高いのは取引高税を含んでいるからである。

%と低下)。

(5) 西ドイツ議会は現在輸入取引調整税の2%引上げ(現行税率4%のものを6%に、6%のものを8%に)を準備中と伝えられる(5月1日から実施、対象500品目)。これはフランス、イタリアなどからの廉価な商品輸入により、事業不振が拍車をかけられている鉄鋼、金属、合金鉄、繊維、紙、パルプ、皮革などの業界を救済せんとするものである。EECの租税体系の調整が行なわれていない現段階では、西ドイツが国内法を改正して輸入調整税を引き上げることは可能である。しかしながら関税引上げ同様の効果のある消費税の引上げに対しては、関係国政府はもとよりEEC委員会でも強い不満の意を表明している。EECでは現在この種の流通税(西ドイツの取引高税、フランスの付加価値税)の調整(課税方式、税率の標準化)が検討されているが、西ドイツの輸入取引調整税の引上げはEECの共通租税政策を決定するうえに大きな影響を与えるものとみられる。

資本移動

フランスは3月下旬のEEC蔵相会議で、域外資本(とくに米国資本)の流入規制に関する提案を行なった。本提案の趣旨は米クライスラー社によるシムカ株式の過半取得のように、域外資本が特定産業に対し過度に流入することは加盟国ないしはEECの産業政策の障害になるおそれがあるから、一定の限度を越えた外資の流入は規制すべきであるという点である。もとよりフランスは外資流入により国内の非能率産業部門の整理が促進されることには反対しておらず、また外資による企業支配自体を忌避しているわけではない。ただ自動車のようにすでに過剰投資の懸念のある部門に外資が流入してくることは好ましくないと考えているようである。フランスは前記蔵相会議で、まずEEC委員会がローマ条約72条に基づき与えられた調査権限を行使して、域内に対する外資流入の実態を調査することを要求した。しかしこの要求の背景には米国資本流入の抑制を合法化しようとする意図がある点は見のがせない。フランスの

提案に対しベルギーやオランダの代表は「現在19世紀的な植民主義をおそれる必要はなく、外資規制は不要である」と反対の意向を示したと伝えられる。本提案は問題が重大なだけに加盟国間の意見が調整されるまでには相当の迂余曲折を経るものとみられる。しかしながら、前期蔵相会議ではあまり表面化しなかったが、フランス以外の国でも一部には外資流入も自国の産業政策に背反するものであってはならないという考えが相当ある点は注目を要する。米国の対EEC投資は1958年以来急増^(注)しているが、フランスのこうした提案がとくに現在のような景気調整期に出された点は興味深い。

(注) 米国の対EEC民間直接投資残高は1950年末の6.4億ドルから58年末19.1億ドル、61年末30.4億ドルに急増。とくに業種別には製造業(1961年末16.6億ドル)、石油(9.5億ドル)、商業(10億ドル)に集中。EECの製造業の生産に占める米系企業のシェアは1957年から61年の間に、西ドイツ5.0%→6.8%、フランス4.8%→5.2%、イタリア3.3%→4.7%、ベネルックス6.7%→8.7%に増加。

むすび

経済統合の摩擦は前記のように統合化の進展に伴い必然的に生ずる問題である。こうした摩擦面に対する調整のために若干曲折をたどりながらも一歩一歩統合が進むというのが現実の成行きであろう。したがって最近の動きをもってEECの行き詰まりなどと解すべきでないことはもちろんであるが、いずれにせよ景気のスロー・ダウンとともにEECの統合化努力が一つの試練に直面していることは間違いない。

最近の中ソ経済関係の動向

中ソ論争は1956年ソ連のスターリン批判を契機として起り、その後ソ連の共存外交の推進(1958年以降)、ユーゴスラヴィア、アルバニア問題などから、漸次表面的な対立に発展し、とくに昨年のキューバ事件におけるソ連の対米譲歩以来